（平成２８年度）

第４回 東大阪市廃棄物減量等推進審議会

次 第

日　時：平成２９年１月１１日（水）
午前１０時００分～
場　所：東大阪市役所 １８階大会議室

案　　件

１．大型ごみ有料化の導入について（答申案）

２．今後のスケジュールについて

出入口

配席表

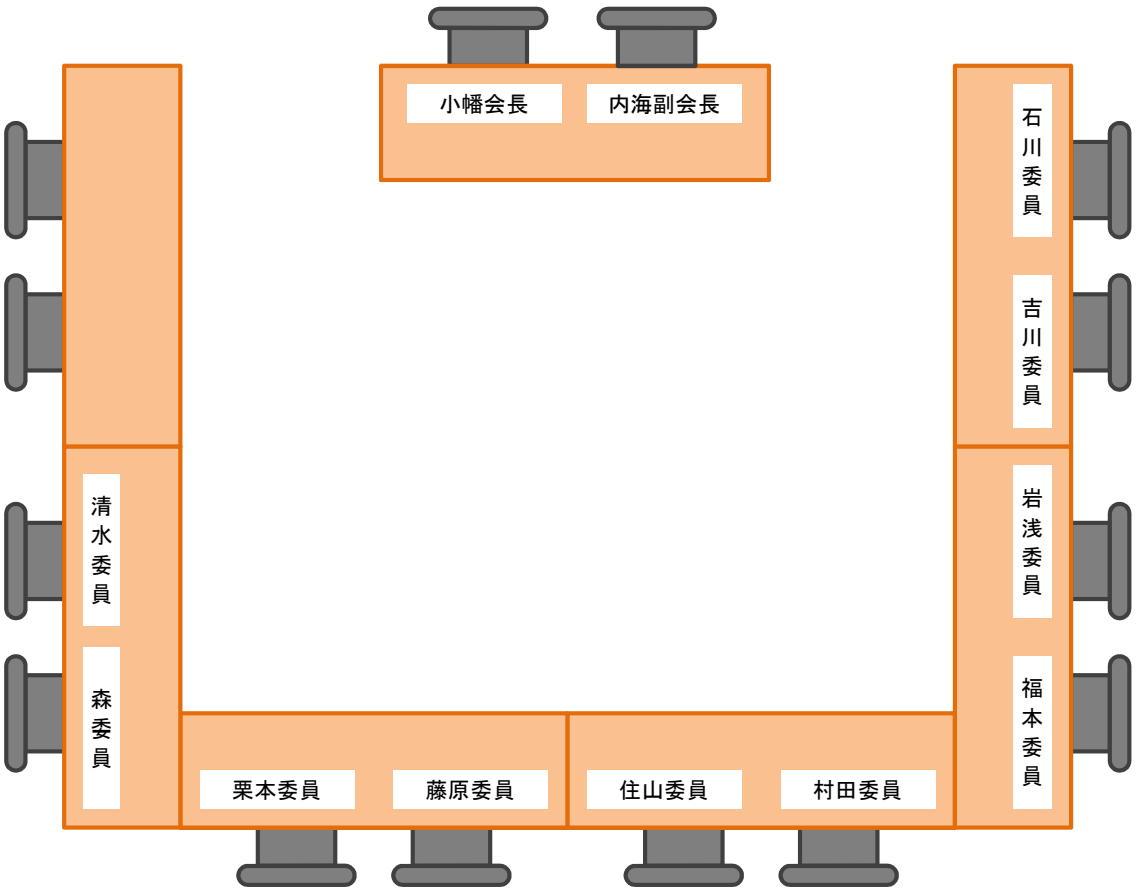
小幡会長
内海副会長
石川委員
吉川委員
清水委員
森委員
岩浅委員
福本委員
栗本委員
藤原委員
住山委員
村田委員

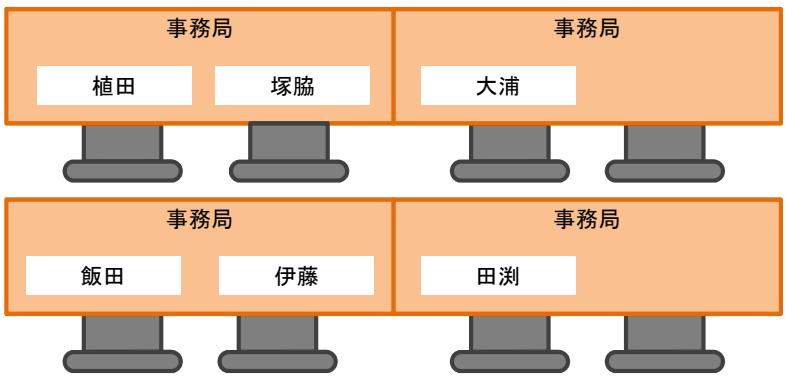
事務局
植田
塚脇
事務局
大浦
事務局
飯田
伊藤
事務局
田渕

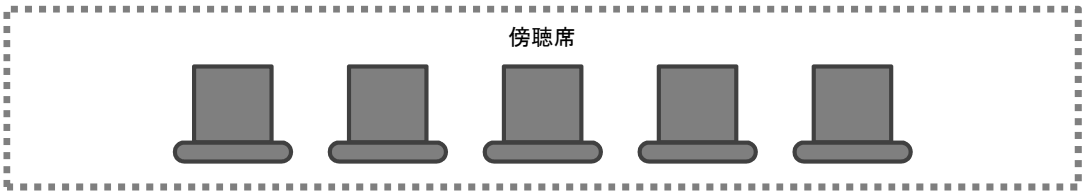
傍聴席

出入口

東大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

（敬称略、順不同）

区分	団体名	氏名
学識経験者	立命館大学政策科学部	小幡　範雄
	近畿大学総合社会学部	内海　秀樹
	大阪教育大学教育学部	石川　聡子
	近畿大学法学部	吉川　正史
団体役員	東大阪市自治協議会	岩浅　哲治
	東大阪市消費者団体協議会	福本　千代美
	東大阪市再生資源集団回収推進協議会	村田　俊明
	東大阪商工会議所	岡本　義克
	東大阪市社会福祉協議会	住山　仁美
	東大阪清掃事業協同組合	藤原　信吾
市民代表	市民公募	栗本　初枝
	市民公募	森　公子
関係行政機関の職員	東大阪都市清掃施設組合	清水　秀樹

事務局　　環境部

※委嘱期間　平成２８年５月２３日から平成３０年３月３１日まで

東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例（抜粋）

第６章　廃棄物減量等推進審議会

第３２条　法第５条の７第１項の規定に基づき、東大阪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する事項を調査審議する。

３　審議会は、委員１５人以内をもって組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体その他の団体の役員

(3) 本市の住民

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が適当と認める者

５　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

（審議会の会長及び副会長）

第１４条　条例第３２条第１項の東大阪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員のうちから委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第１５条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第１６条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第１７条　審議会の庶務は、環境部において処理する。

（審議会の運営に関する事項）

第１８条　第１４条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則（案）

１　この規則は、平成28年4月1日から施行する。

２　東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例（平成5年東大阪市条例第3号）第32条第4項の規定による委嘱後最初の審議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

東大阪市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領

1　趣旨

この要領は、東大阪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　傍聴

審議会の会議（以下、「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の傍聴を認めないものとすることができる。

（１）東大阪市情報公開条例（平成１１年東大阪市条例第１号）第６条に規定する不開示情報に該当する事項についての審議が行われる場合

（２）会議の傍聴を認めることにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合

3　傍聴者の定員

傍聴者の定員は、５名とする。

4　傍聴の手続き

傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。

（１）傍聴の受付は、原則として会議開催当日の開始３０分前から行い、先着順に受付で住所及び氏名等を記入しなければならない。ただし、受付開始時に定員を超える場合は、抽選により決定する。

（２）傍聴者は、審議会の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室しなければならない。

5　傍聴者の範囲

傍聴者の範囲は、市内に在住若しくは在勤するものとする。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

6　傍聴を認めない者

次のいずれかに該当する者は、審議会の傍聴を認めない。

（１）凶器その他危険な物を携帯している者

（２）酒気を帯び又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（３）張り紙、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

（４）前各号に定めるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

7　傍聴者の守るべき事項

傍聴者は次の事項を守らなければならない。

（1）審議会開催中は、静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

（3）はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。

（4）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

（5）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

（6）携帯電話その他電子機器の電源は、必ず切ること。

（7）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

（8）前各号に定めるもののほか、審議会の支障となる行為をしないこと。

8　違反に対する措置

傍聴者は、この要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

9　その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、平成２８年５月２３日から施行する。